



- *1 相談の秘密は守られます。また、相談員が解決のための行動を起こす場合は、その都度、事前に相談者に意向を確認します。
- *2 申し立てをしない場合も、相談員は問題解決に必要な援助と情報を提供します。
- *3 ハラスメント行為があったと認定された場合、被申立人は就業規則等により、処分を受けることがあります。



聖心女子大学

ハラスメント

相談の手引き

発行：聖心女子大学ハラスメント防止委員会

(2014年1月)

聖心女子大学は、大学、教職員、学生、卒業生が一体となって教育コミュニティを形成し、相互の信頼に基づく人間関係と明るく活気のある学内環境の維持に努めています。それゆえ、大学に関わる私たち全員は、一人一人の人間をかけがえのない存在と認識し、お互いの人格を尊重し合うことが求められています。

この理念に反する行為が起こらないように、また、不幸にも起きてしまったときには一刻も早く事態を改善できるように、大学は全力を尽くします。

ハラスメントとは

人格の尊厳を軽視した行為は、それを受けた人に精神的な不快感を与えます。これを、通常、ハラスメント（いやがらせ）と呼びます。

ハラスメントには、次に挙げるような行為が含まれます。

- ・性的な関係を強要したり、それを拒否した相手に不利益を与えたりする
- ・性的な関心に基づいた誘いやメール等での接触
- ・相手の人格や尊厳を否定する言動により、学習

環境や職場環境を著しく悪化させる

- ・人格に対して執拗に叱責や攻撃を行う
- ・優位な立場を利用して教育目的や職務とは無関係な指示や命令を行う
- ・性別や容姿、思想、宗教、出身地、その他の個人的、社会的属性に基づいた差別的言動
- ・人格に配慮しない一方的で感情的な指導や指示

これらの行為は、授業時間内でも時間外でも、勤務時間内でも時間外でも、キャンパスの中でも外でもハラスメントと見なされます。また、ハラスメントの意図がなくても、受けた人が自己の人格を軽んじられ、不快と感じればハラスメントは成立します。さらに、受けた本人でない第三者が不快に感じる場合にも、ハラスメントと見なされることがあります。

ハラスメントを受けたと感じたら

ハラスメントを受けたと感じた場合には、まず、不愉快であることを明確に相手に伝え、改善を求めることが効果的です。しかし、相手との関係が気まぐずなる場合や、さらなる不利益が懸念される場合など、明確な意思表示ができないケースも多々あります。

そうした場合のために、本学には、問題の解決を

図るための専門委員会である、ハラスメント防止委員会が設けられています。ハラスメントを受けて困ったとき、問題が深刻化する前に、まずはハラスメント相談員（別紙折込）に相談してみてください。相談者の意向をまず優先し、一緒に改善、解決の方法を探っていきたいと思います。

必要な場合には、ハラスメント防止委員会の下に調査委員会を設けて調査・審議を行い、大学として責任を持った対応を行います。

相談の方法

ハラスメント相談員への連絡はメールで直接アポイントメントを取るか、あるいは、学生生活課の窓口まで来てください。もちろん、相談者の社会的立場やプライバシーは厳密に守ることをお約束します。また、相談することによって、学業や職務の評価が不利になることはありません。相談員は相談を受けたからといって、すぐに調査委員会を立ち上げるわけではありません。個々の相談員は、つねに相談者の気持ちを尊重しながら一緒に対応策を考えていきます。相談したとたん到大騒ぎになるのでは、と心配することはありません。つらいと感じたときには問題を一人で抱え込まず、相談してください。